

小金井市情報公開条例及び
個人情報保護制度の
運用状況
令和5年度

令和6年6月

総務部総務課情報公開係

I 情報公開条例の運用状況

情報公開条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

令和5年度の公開請求は95件で、前年度に比べると31件の減少でした。

1 情報公開請求件数

(1) 実施機関別件数 合計 104件

実施機関	件数	実施機関	件数
市長	70	農業委員会	1
教育委員会	30	固定資産評価 審査委員会	0
選挙管理委員会	0	議会	3
監査委員	0	土地開発公社	0

(2) 主管課別件数 ※ 1件の請求が複数の主管課になる場合があります。

主管課	決定件数	主管課	決定件数
企画政策課	8	介護福祉課	2
財政課	2	子育て支援課	2
広報秘書課	3	保育課	5
情報システム課	1	児童青少年課	1
総務課	7	都市計画課	2
地域安全課	1	まちづくり推進課	4
職員課	1	道路管理課	3
管財課	3	建築営繕課	2
市民課	1	交通対策課	3
コミュニティ文化課	2	区画整理課	9
経済課	1	会計課	1
市民税課	3	庶務課	5
資産税課	1	学務課	1
納税課	2	指導室	4
環境政策課	5	生涯学習課	21
ごみ対策課	8	公民館	2

下水道課	4	議会事務局	3
地域福祉課	6	農業委員会事務局	1
自立生活支援課	2	市長部局内（存否応答拒否）	2

2 請求に対する決定内容

実施機関	公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間 延長中	存否応答 拒否	合計
市長	42	30	23	(16)	0	2	97
教育委員会	6	22	5	(5)	0	0	33
選挙管理委員会	0	0	0	(0)	0	0	0
監査委員	0	0	0	(0)	0	0	0
農業委員会	1	0	0	(0)	0	0	1
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	(0)	0	0	0
議会	2	0	1	(1)	0	0	3
土地開発公社	0	0	0	(0)	0	0	0
合計	51	52	29	(22)	0	2	134

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

3 非公開（一部公開を含む。）情報の適用除外事項別内訳 （情報公開条例第5条各号該当）

適用除外事項	件数
法令秘情報	2
個人情報	39
法人等情報	23
国等関係情報	3
狭義の市政運営情報	3
公共の安全及び秩序維持情報	0
不存在（請求対象情報不存在）	32

※ 1件の非公開（一部公開）決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

情報公開制度では、実施機関が保有している市政情報は公開が原則となりますが、条例第5条の各号において、原則公開の例外として公開しないことができる範囲（適用除外事項）を定めています。

- (1) 法令秘情報
法令等の規定で明らかに公開することができないと認められる情報
- (2) 個人情報
個人に関する情報で一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められる情報
- (3) 法人等情報
法人等の事業活動等を著しく害すると認められる情報
- (4) 市政運営情報
 - ア 国等関係情報
国等との間における当該事務事業の適正な執行に著しい支障があると明らかに認められる情報
 - イ 狭義の市政運営情報
事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が明らかに認められる情報
- (5) 公共の安全及び秩序維持情報
人の生命、財産等の保護や公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかな情報

4 請求者区分別請求件数

区 分	件 数	請求者数
市内に住所を有する個人	54件	13人
市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	3件	3人
市外に住所を有する個人	17件	15人
市外に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	21件	21人
合 計	95件	52人

5 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、審査請求をすることができます。令和5年度の審査請求は1件でした。

6 公開請求の内容及び処理状況

公開請求の内容及び処理状況は、別添資料1のとおりです。

7 情報提供の状況

情報提供は多種多様であり、市の財政状況や人口に関する統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

令和4年度まで、本市の条例により個人情報の取扱いがなされていましたが、個人情報を含めた情報のデジタル化を促進するために、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和5年4月1日から全国共通のルールとして一律に適用されることとなりました。

1 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱登録簿の作成状況

個人情報保護法第75条により個人情報ファイル簿の作成、小金井市個人情報保護条例（令和4年条例第31号）第3条により個人情報取扱登録簿の作成がそれぞれ義務付けられました。令和5年度に作成した個人情報ファイル簿は新規が81件、個人情報取扱登録簿は新規が127件ありました。

(1) 個人情報ファイル簿の作成状況

（単位：件）

市の機関	年度内の作成数		
	新規	変更	廃止
市長	75	—	—
教育委員会	5	—	—
選挙管理委員会	1	—	—
監査委員	0	—	—
農業委員会	0	—	—
固定資産評価 審査委員会	0	—	—
合計	81	—	—

※ 制度改正後の初年度のため、前年度までの件数はありません。

(2) 個人情報取扱登録簿の作成状況

（単位：件）

市の機関	年度内の作成数		
	新規	変更	廃止
市長	120	—	—
教育委員会	5	—	—
選挙管理委員会	2	—	—
監査委員	0	—	—
農業委員会	0	—	—

固定資産評価 審査委員会	0	—	—
合計	127	—	—

※ 制度改正後の初年度のため、前年度までの件数はありません。

2 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用、提供の状況

保有個人情報は、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないとされていますが、個人情報保護法第69条により、①法令に基づく場合、②本人の同意があるとき、③法令（条例を含む。）の定める所掌事務もしくは業務を遂行するため必要な場合、④専ら統計の作成又は学術研究の目的のため、本人の利益になるとき、その他特別の理由があるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、目的外に利用し、又は提供をすることができるとされています。

令和5年度における保有個人情報の目的外利用、提供は、別添資料2のとおり464件ありました。

目的外利用、提供の根拠の内訳は、法令に基づく場合が332件、本人の同意が72件、法令（条例を含む。）の定める所掌事務等が39件、統計の作成又は学術研究の目的、本人の利益、特別の理由によるものが21件となっています。

目的外利用、提供されている最も多い根拠は、法令に基づく場合であり、利用目的の主なものは、税の賦課徴収業務、生活保護関係事務等となっています。

なお、住民基本台帳法の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、市民課において公表しています。

3 保有特定個人情報の目的外利用の状況

保有特定個人情報は、法令や条例に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用することとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り、利用が認められています。

令和5年度における保有特定個人情報の目的外利用は、ありませんでした。

4 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市が保有する自己を本人とする保有個人情報は、開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止をそれぞれ請求する権利が保障されています。

令和5年度の開示等の請求は29件で、その内容は別添資料3のとおりです。

市の機関	請求 件数	開示	部分 開示	非開示	訂正（追加又は削除 を含む。）、利用停止	訂正（追加又は削除を含 む。）、利用停止せず	存否 応答 拒否
市長	29	16	8	6	0	0	1
合計	29	16	8	6	0	0	1

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

5 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止の請求に対する市の機関の決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。令和5年度は1件ありました。

6 民間部門での個人情報の取扱い等の規定について

令和4年度まで、市から個人情報に係る事務処理を受託した者、指定管理者は、本市の条例に基づき個人情報を取扱うこととされておりましたが、制度改正により、令和5年4月1日から個人情報保護法に基づき、取扱うこととなりました。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

情報公開の請求による実施機関の決定及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求による市の機関の決定に対して不服がある場合に行われた審査請求を公平、客観的に審査する第三者救済的機関として、情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

審査請求を受けた実施機関及び市の機関は、当該審査請求について本審査会に諮問をし、その答申を尊重して決定又は裁決をすることが定められています。

1 審査請求の諮問状況

令和5年度は、令和5年6月及び11月に審査請求のあった2件を諮問し、審査会を開催しました。答申は、令和6年度中に行われる予定です。

事件番号	処分庁	原処分	件名	審査 請求 年月日	諮問 年月日
令和5年度第1号	市長	非公開	新庁舎建設設計における免	令和5年	令和5年

(情報公開請求)		決 定	震耐震接合部分の設計図、シミュレーション結果、計算書類など業者から提供された技術資料の全て	6月2日	8月9日
令和5年度第4号 (個人情報開示請求)	市 長	存否応答 拒否決定	本市職員を分限審査委員会に掛けるよう〇〇課長に求めた事案の経過を知りたい	令和5年 11月6日	令和5年 12月28日

2 情報公開・個人情報保護審査会答申等の状況

令和5年度は、審査会を開催し、7件の答申を行いました。答申の内容は、24ページ以下のとおりです。

なお、諮問後1件の審査請求の取下げがありました。

事 件 番 号	処分庁	原処分	件 名	答 申 年月日等	原処分に 対する 審査会の 結 論
令和2年度第6号 (情報公開請求)	市 長	非公開 決 定	リサイクル事務所内物品に関する環境部長の答弁について市民から寄せられたクレームの要望書	令和6年 1月30日	妥当である。
令和2年度第7号 (情報公開請求)	市 長	非公開 決 定	令和2年11月28日開催の二枚橋焼却場跡地に建設予定の積替え保管設備建設工事説明会の録音データ	令和6年 1月30日	妥当である。
令和2年度第8号 (情報公開請求)	市 長	非公開 決 定	リサイクル事業所残置物処理において残置物のリサイクル可否等の意見を聞いたとする業者等の鑑定書	令和6年 1月30日	妥当である。
令和3年度第6号 (情報公開請求)	市 長	非公開 決 定	(1) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をとおして提供される小金井市のCO2排出量算定に使用されている資料の全て (2) 第2次小金井市地球温暖	令和6年 2月20日	妥当である。

			<p>化対策地域推進計画遂行にあたって小金井市排出CO₂量算定に使用している数値、統計データ、統計処理の全てがわかるもの</p> <p>(3) 小金井市のCO₂排出量算定において以下のデータの扱いについて書かれているもの</p> <p>① 可燃ゴミ浅川（日野市）燃焼分のCO₂量</p> <p>② オリックス資源循環で処理しているCO₂量</p> <p>③ 草木回収物の小金井市域外移設分にかかるCO₂量</p>		
令和4年度第1号 (情報公開請求)	市長	一部 公開 決定	<p>一番最近の</p> <p>① 「小金井市シルバー人材センター事業費補助金交付申請書」</p> <p>② 「補助事業計画書」</p>	令和5年 8月3日 審査請求 取下げ	—
令和4年度第2号 (情報公開請求)	市長	非公開 決定	第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画（冊子）の37頁にある温室効果ガス排出量の将来推計（表）中にある廃棄物部門の数値の積算根拠ならびに使用した統計データ、ソース等	令和6年 2月20日	妥当である。
令和4年度第3号 (情報公開請求) 及び令和4年度第4号 (情報公開請求)	市長	一部 公開 決定	<p>(1) 不燃・粗大ゴミ積替え・保管施設運営管理委託契約に係る資料</p> <p>(2) 小金井市不燃・粗大ゴミ積替え・保管施設運営管理委託プロポーザル審査委員会設置要領</p> <p>(3) 不燃・粗大ゴミ積替え・保</p>	令和6年 3月15日	理由付けの点で一部妥当ではないが、決定は妥当である。

			管施設運営管理委託に係る プロポーザル資料		
令和4年度第7号 (情報公開請求)	市長	一部 公開 決定	<p>① 職員採用試験委託(令和3年4月2日起案)を随意契約した根拠のわかるもの(起案書、審議会等会議の詳細、法令など)</p> <p>② 職員採用試験委託(令和3年4月2日起案)において、公務員試験問題作成委託業者と随意契約をするにあたって公務員試験を行ないえる機関と判断したエビデンスのわかるもの。</p> <p>③ 職員採用試験委託(令和3年4月2日起案)において、試験終了後、公務員試験問題作成委託業者より市に提供された資料の全て(報告書、採点票、領収書、請求書、その他文書に類するもの並びにコンピュータデータがあればそれも)</p>	令和6年 3月15 日	一部公開すべきであるが、その他の非公開部分は妥当である。

3 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会議の内容
1	5.6.8	○ 令和4年度第7号及び第9号の請求事件の審議
2	5.7.24	○ 令和4年度第7号及び第9号の請求事件の継続審議
3	5.8.28	○ 令和5年度第1号の請求事件の審議
4	5.10.30	○ 令和5年度第1号の請求事件の継続審議
5	6.1.9	○ 令和2年度第6号、第7号及び第8号の請求事件に係る答申案の確認
6	6.1.30	<p>○ 令和2年度第6号、第7号及び第8号の請求事件に係る答申決定</p> <p>○ 令和3年度第6号及び令和4年度第2号の請求事件に係る答申案の確認</p>

		○ 令和5年度第4号の請求事件の審議
7	6.2.20	○ 令和3年度第6号及び令和4年度第2号の請求事件に係る答申決定 ○ 令和4年度第3号及び第4号並びに令和4年度第7号の請求事件に係る答申案の確認
8	6.3.15	○ 令和4年度第3号及び第4号並びに令和4年度第7号の請求事件に係る答申決定 ○ 令和4年度第9号及び令和5年度第1号の請求事件に係る答申案の確認

※ 当該審査請求に係る諮問書は、審査庁（審査担当部署）から本審査会事務局（総務課情報公関係）へ送付され、受理し、審査手続を行っています。

4 情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等	備考
委員	竹之内 一幸	武蔵野大学教授	
委員	中川 律	埼玉大学准教授	令和5年9月まで
委員	岩井 婦妃	弁護士	
委員	栗山 れい子	弁護士	
委員	南出 行生	弁護士	

IV 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和5年度は、情報公開制度の運営や個人情報の適切な取扱いに関する重要事項など小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第3号）第2条に基づく諮問事項の該当はなく、保有個人情報の管理に関する報告などのため、2回開催されました。

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会議の内容
1	5.9.11	1 報告事項 ○ 市政情報公開請求に対する存否応答拒否について ○ 令和4年度委託契約等に対する個人情報取扱特記事項の遵守状況について

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報ファイル簿の整備状況について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について ○ 今後の審議会について
2	6.2.13	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の紛失に関する報告について ○ 個人情報取扱登録簿の整備状況について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の審議会について

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

職名	氏名	役職等	備考
会長	仮野 忠男	政治ジャーナリスト	
委員	松行 彬子	元大学教授	
委員	白石 孝	行政経験者	
委員	井口 尚志	行政経験者	
委員	本多 龍雄	元小金井市部長	
委員	立川 明	小金井市商工会推薦	
委員	町田 博司	小金井市教育委員会推薦	
委員	川井 康晴	公募市民	令和5年9月まで
委員	中澤 武久	公募市民	
委員	寺島 功	公募市民	令和5年9月まで
委員	橋本 修	公募市民	
委員	近藤 俊之	公募市民	令和5年10月から
委員	則武 辰夫	公募市民	令和5年10月から
委員	向井 信正	公募市民	令和5年10月から

V 情報公開・個人情報保護制度の充実

情報公開及び個人情報保護の両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修等を始め、情報公開、個人情報の開示等請求による市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
1	R5.4.3	2023年2月以降の教育メタバースに関する市政情報すべて	2023年2月以降の教育メタバースに関する市政情報すべて	非公開	指導室	不存在
2	R5.4.7	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(すべての街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(全ての街区)	公開	区画整理課	
3	R5.4.11	下記物件の施工体系図の写しの交付 ・小金井市市営住宅浴室等改修工事【2022-00460】 ・小金井市立本町小学校ブルーシャワー壁改修工事【2022-00114】 ・小金井市総合体育館大規模改修工事(第3期)【2022-00241】 ・小金井市立本町小学校屋上防水等改修等工事【2022-00190】	施工体系図の写しの交付 ・小金井市市営住宅浴室等改修工事 ・小金井市立本町小学校ブルーシャワー壁改修工事 ・小金井市総合体育館大規模改修工事(第3期) ・小金井市立本町小学校屋上防水等改修等工事	公開	建築営繕課	
4	R5.4.11	「下水道法に基づく特定施設届出事業場一覧」(最新版)	「下水道法に基づく特定施設届出事業場一覧」(最新版)	公開	下水道課	
5	R5.4.11	2022年9月28日に開催された専決処分に係る臨時庁議の会議録すべて	令和4年度第27回臨時庁議記録カード	公開	企画政策課	
6	R5.4.11	以下の掲げる3つの資料、いずれも請求の時点において最新のもの。 ○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、揚水施設にかかるとする届出(設置及び変更(第134条第4項及び第5項、揚水量(第97条、第135条、等)、市に出しているすべての者について、以下の項目が把握できる資料。なお、事業所からの設置等の届出書や揚水量報告書(第36号様式、第18号様式)の写しでも可。 1)揚水施設を設置している工場又は指定作業場の名称 2)1の者の工場又は指定作業場の所在地 3)設置している揚水施設(井戸)の本数 4)3のそれぞれの揚水施設(井戸)について以下の事項:さく井年月日、深度、ストレーナーの位置、1年間の合計地下水揚水量 (以下は、一覧としてデータをお持ちの場合) 5)1の者の業種又は作業の種類 ○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第110条に基づき、適正管理化学物質(条例施行規則別表第11)を年間100kg以上取り扱っていることを報告しているすべての事業所について、以下の項目が把握できる資料。都に提出しているデータから、請求に係る項目を抜き出したデータでも良い。なお、事業所からの使用量等報告書(第28号様式・第51条関係)の第一面(表紙)の複写を希望するものではない。 1)対象物質を扱っている場所について:事業所名、場所(所在地)、工場/指定作業場の別、業種名(ロードでも可)、作業の種類、使用目的 2)扱っている物質について:物質名、使用量、製造量等 3)PRTR法第5条第2項の規定による主務大臣への排出量等の届け出の有無:一覧表において、事業所ごとの記載がなくとも可。個別の事業所において、必ずしも有無の記入があることを必要としない。 ○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、市内において、認可されて設置がなされているすべての工場、及び届出がなされているすべての指定作業場について、以下の項目が把握できる資料。 1)工場又は指定作業場の名称 2)1の者の工場又は指定作業場の所在地 3)工場/指定作業場の別 (以下は、一覧としてデータをお持ちの場合) 4)1の者の業種又は作業の種類 5)有害物質使用届出の有無(環境確保条例第110条に基づくもの) 6)最初に認可を受けた又は届出を行った年月日(変更に係るものも不要)	1 揚水施設一覧 2 適正管理化学物質データ集計様式 3 工場及び指定作業場リスト	公開	環境政策課	
7	R5.4.14	小金井市の地番が載った地図(地図の種類や名称、精度は問わない)で、2022年中の登記移動反映済の電磁的記録(shapeデータを優先的に対象とする)。ただし、電磁的記録が存在しない場合は、電磁的記録でないものも含む。字界、字名、家屋(外形・家屋番号)、測地成果(JGD2000、JGD2001等)、コード表記対照表の情報もあれば対象とする。	令和5年1月1日現在の小金井市内の地番及び筆界等の現況図	公開	資産税課	
8	R5.4.17	小金井市生活困窮者学習支援事業委託プロポーザルにおける、全提案事業者の企画提案書の交付と、全提案事業者の順位結果ならびに採点結果の一覧の交付	小金井市生活困窮者学習支援事業委託プロポーザルにおける、全提案事業者の順位結果ならびに採点結果の一覧の交付 小金井市生活困窮者学習支援事業委託プロポーザルにおける、全提案事業者の企画提案書の交付	公開 非公開	地域福祉課 地域福祉課	3号法人情報4号ア
9	R5.4.24	2023年3月以降の教育メタバースに関する市政情報すべて	委託業務成果報告書(【研究テーマ】不登校対策としての『教育メタバースの効果と課題』と今後の可能性を検討)	公開	指導室	
10	R5.4.25	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(1街区)(23街区)(24街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(1、23、24街区)	公開	区画整理課	
11	R5.5.1	株式会社○○○○○○○○○○ 法人番号:○○○○○○○○○○○○○○○○ 旧社名:株式会社○○○○の、令和4年2月28日期法人市民税の確定申告書	株式会社○○○○○○○○○○ 法人番号:○○○○○○○○○○○○○○○○ 旧社名:株式会社○○○○の、令和4年2月28日期法人市民税の確定申告書	公開	市民税課	
12	R5.5.1	法人設立届出書	法人設立届出書	公開	市民税課	
13	R5.5.2	確定した判決の内容及び合意書の内容について、令和5年3月8日(水)に日野市及び原告団の方々から環境部長、ごみ対策課長及びごみ処理施設担当課長が報告を受けたことに関して 1)同会合における招請状の類の委員があればそれ。 2)同会合が確かにあったとする証拠類(先方出席者や会場等の情報) 3)同会合における議事録 4)同会合終了後の当方出席者らによる報告書、メモ等の類ならびに庁内の会議等で議題になっていたらその記録	令和5年3月8日(水)に日野市及び原告団の方々から環境部長、ごみ対策課長及びごみ処理施設担当課長が報告を受けた会合に関して (1)同会合における招請状の類の委員があればそれ →「北川原裁判原告団との合意書の報告について(依頼)」 (2)同会合が確かにあったとする証拠 (3)同会合における議事録 ※(2)と(3)は同じ資料 →「北川原公園搬入路裁判 原告団との話し合い 要点録」	一部公開	ごみ対策課	2号個人情報不存在

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
14	R5.5.9	新庁舎建設設計における免振耐震接合部分の設計図、シミュレーション結果、計算書類など業者から提供された技術資料の全て	新庁舎建設設計における免振耐震接合部分の設計図、シミュレーション結果、計算書類など業者から提供された技術資料の全て	非公開	企画政策課	4号ウ
15	R5.5.9	消防団不正における調査委員会(仮)について ①そのメンバー構成がわかる資料 ②①のメンバー構成にするにいたった意志決定に係る、起案書、会議などの議事録、メモ等の記録	・小金井市消防団員手当の支給に関する調査等実施要綱の制定に係る起案書 ・小金井市消防団員手当の支給に関する調査等実施要綱	公開	地域安全課	
16	R5.5.12	交通対策課 街路灯維持管理報告 令和4年4月、5月、6月分	業務完了報告書(街路灯維持管理報告)令和4年4月分、5月分、6月分	一部公開	交通対策課	3号法人情報
17	R5.5.18	・小金井市立本町小学校屋上防水等改修等工事 R4年度上記工事に係る、公文書開示(金額入り内訳書一式)	小金井市立本町小学校屋上防水等改修等工事(令和4年度工事)に係る金額入り内訳書一式	公開	建築営繕課	
18	R5.5.19	①令和5年3月～4月の間に行われた事務引継書のすべて(市議会議員に配布していない添付資料がある場合はそれも含めて公開を)。	企画財政部長の事務引継書	公開	企画政策課	
			庁舎建設等担当部長の事務引継書	公開		
			公共施設マネジメント推進担当課長の事務引継書	公開		
			地域福祉課長から福祉会館建設等担当課長への事務引継書	公開		
			男女共同参画担当課長の事務引継書	公開		
			令和5年3月～4月の間に行われた事務引継書のすべて(市議会議員に配布していない添付資料がある場合はそれも含めて公開を)。	公開	財政課	
			副市長の事務引継書	公開	総務課	
			総務部長の事務引継書	公開		
			市民課長の事務引継書	公開	市民課	
			コミュニティ文化課長の事務引継書	公開	コミュニティ文化課	
			令和5年3月～4月の間に行われた事務引継書のすべて(市議会議員に配布していない添付資料がある場合は、それも含めて)対象者は管理職者以上	公開	経済課	
			市民税課長の事務引継書	公開	市民税課	
			福祉保健部長の事務引継書	公開	地域福祉課	
			令和5年3月1日から4月30日までに行われた事務引継書	公開	子育て支援課	
			事務引き継ぎ書	公開	保育課	
			交通対策課長の事務引継書	公開	交通対策課	
			会計管理者兼会計課長の事務引継書	公開	会計課	
			議会事務局長の事務引継書	公開	議会事務局	
議会事務局次長の事務引継書	公開					
生涯学習課長の事務引継書	公開	生涯学習課				
スポーツ振興担当課長の事務引継書	公開					
令和5年度事務引継書(経済課・農業委員会事務局)	公開	農業委員会				
②白井市長就任後の庁舎等建設に関する庁議、会議、打ち合せなどの記録及びそれに用いた資料のすべて。	白井市長就任後の庁舎等建設に関する庁議、会議、打ち合せなどの記録及びそれに用いた資料の全て ・第29回庁舎等複合施設建設庁内検討委員会の会議録、資料 ・第30回庁舎等複合施設建設庁内検討委員会の会議録、資料 ・第31回庁舎等複合施設建設庁内検討委員会の会議録、資料 ※第29・31回は庁議と同時開催のため、庁議会議録を提供 ・その他打ち合わせ資料	一部公開	企画政策課	3号法人情報		
19	R5.5.25	令和5年度 小金井市生活困窮者学習支援事業に係る最優秀事業者の企画提案書と採点表	令和5年度 小金井市生活困窮者学習支援事業に係る最優秀事業者の採点表	公開	地域福祉課	
			令和5年度 小金井市生活困窮者学習支援事業に係る最優秀事業者の企画提案書	非公開	地域福祉課	3号法人情報
20	R5.5.26	道路管理課 NTTの道路占用担当部所がわかるもの JCOMの道路占用担当部所がわかるもの	1 東日本電信電話株式会社から送付された道路占用に関する文書 2 株式会社阪南コーポレーション(ジェイコム株式会社)から送付された道路占用に関する文書	一部公開	道路管理課	3号法人情報
21	R5.5.29	交通対策課 ○町○丁目○ ・令和5年5月24日の時点での街路灯配置図面 ・○町○丁目○号柱に共架されている街路灯 設置灯具 製造者 型式 ランプ種類 電球数 W数のわかるもの	①令和5年5月24日の時点での○町○丁目○の街路灯配置図面 ②街路灯管理個票(○町○丁目○号柱に共架されている街路灯、設置灯具、製造者、型式、ランプ種類、電球数、W数のわかるもの)	公開	交通対策課	
22	R5.5.29	小金井市貫井南町1丁目42番1(地番)の有限会社多摩大沢モータースの開発書類一式。	小金井市貫井南町1丁目42番1(地番)の有限会社多摩大沢モータースの同意協議書類一式。	一部公開	まちづくり推進課	2号個人情報 3号法人情報

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
38	R5.9.6	以下の職員のタイムレコーダ(R5. 6月～8月まで) ①生涯学習部長、②生涯学習課長、③生涯学習係長、④生涯学習係主任、⑤生涯学習係会計年度任用職員、⑥教育長	生涯学習部長、生涯学習課長、教育長のタイムカード	一部公開	庶務課	2号個人情報 不存在
			生涯学習係長、生涯学習係主任(前任者)、生涯学習係会計年度任用職員のタイムカード	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
39	R5.9.6	奨学資金運営委員に応募された方の応募資料(志望動機、やりたいことの項目＝個人情報を除く部分)	奨学資金運営委員に応募された方の応募資料	一部公開	庶務課	2号個人情報 4号イ
40	R5.9.20	教育長のスケジュール管理をしている物	教育長のスケジュール管理状況(令和5年6月～令和5年8月)	一部公開	庶務課	2号個人情報 4号ア
41	R5.9.20	令和6年度使用教科書(小学校)採択に関する以下のもの ①調査研究委員会 ②選定調査委員会名簿 ③調査研究報告書(英語のみ)(様式2) ④調査研究委員会議事録(英語のみ) ⑤選定調査委員会議事録(英語のみ)	令和6年度使用教科書(小学校)採択に関する以下のもの ①調査研究委員会 ②選定調査委員会名簿 ③調査研究報告書(英語のみ)(様式2) ④調査研究委員会議事録(英語のみ) ⑤選定調査委員会議事録(英語のみ)	一部公開	指導室	2号個人情報 不存在
42	R5.9.21	H18年 法政大学同意協議申請書の1. 協議書 2. 公共施設図 3. 説明会報告書	H18年 法政大学同意協議申請書の1. 協議書 2. 公共施設図 3. 説明会報告書	一部公開	まちづくり推進課	2号個人情報
43	R5.9.21	株式会社コスモズに関する市政情報すべて 決裁文書を含む	株式会社コスモズによる補助金過大收受事案に係る以下の文書 ・令和5年9月5日付け「報告書」 ・令和5年9月7日付け「令和5年9月5日付けで提出された文書の一部を訂正する文書」	一部公開	保育課	2号個人情報
44	R5.9.25	下記4名の職員の異動決定の起案書及びその4名に対する辞令書 他部署からの応援体制 人数…4人 期間…適宜 職員…子育て支援課手当助成係長、納税課管理係主任、公民館庶務係主任、議会事務局庶務調査係主任	職員の応援派遣についての起案書 応援派遣依頼書(1名分)	一部公開	生涯学習課	不存在
			職員の応援派遣に対する辞令書。(派遣職員:市民部納税課管理係主任、派遣先部署:生涯学習部生涯学習課生涯学習係)	非公開	納税課	不存在
45	R5.9.26	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(14-1街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(14-1街区)	公開	区画整理課	
46	R5.9.27	令和6年度使用小学校教科用図書採択にかかる以下の資料 ・教科書選定調査委員会 名簿 ・教科書調査研究委員会 名簿	令和6年度使用小学校教科用図書採択にかかる以下の資料 ・教科書選定調査委員会名簿 ・教科書調査研究委員会名簿	一部公開	指導室	2号個人情報
47	R5.9.28	市役所で加入する民間の損害保険会社の契約で年間保険料5万円以上 傷害保険は除く契約内容(補償内容と保険料)がわかるもの また共済、自賠責、全国市長会は除きますが、情報漏洩、サイバー保険(特約)がある場合は補償内容のみ提供願います 期間は現在有効のもの	市が加入する民間損害保険会社の契約で、年間保険料5万円以上の契約内容が分かるもの。(傷害保険は除く。期間は現在有効のもの。)	一部公開	児童青少年課	3号法人情報
			道路賠償責任保険被保険者証 小金井市が契約している5万円以上の損害保険の保険証券の写し	公開 一部公開	道路管理課 生涯学習課	 3号法人情報
48	R5.10.2	小金井市総合体育館および栗山公園健康運動センターに関する下記の書類 1. 令和元年度指定管理者公募における募集要項と業務仕様書 2. 令和元年度指定管理者公募における現行指定管理者の事業計画書(提案書) 3. 令和2年度、3年度、4年度、5年度の事業計画書 4. 令和2年度、3年度、4年度の事業報告書	小金井市総合体育館および栗山公園健康運動センターに関する下記の書類 (1) 令和元年度指定管理者公募における募集要項と業務仕様書 (2) 令和元年度指定管理者公募における現行指定管理者の事業計画書(提案書) (3) 令和2年度、3年度、4年度、5年度の事業計画書 (4) 令和2年度、3年度、4年度の事業報告書	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報
49	R5.10.5	以下の応援体制を行なった時の「小金井市職員の応援体制に関する要綱」にもとづく4人分の応援派遣報告書 他部署からの応援体制 人数…4人 期間…適宜 職員…子育て支援課手当助成係長、納税課管理係主任、公民館庶務係主任、議会事務局庶務調査係主任 もし、前段のものがない場合は、それぞれの方の応援日、時刻の記録	・小金井市職員の応援体制に関する要綱」にもとづく4人分の応援派遣報告書 ・上記がない場合はそれぞれの方の応援日、時刻の記録	非公開	生涯学習課	不存在
			以下の応援体制を行なった時の「小金井市職員の応援体制に関する要綱」にもとづく4人分の応援派遣報告書 他部署からの応援体制 人数…4人 期間…適宜 職員…子育て支援課手当助成係長、納税課管理係主任、公民館庶務係主任、議会事務局庶務調査係主任 もし、前段のものがない場合は、それぞれの方の応援日、時刻の記録	非公開	公民館	不存在
			「小金井市職員の応援体制に関する要綱」に基づく「応援派遣通知書」又は応援日・時刻の記録。(派遣職員:市民部納税課管理係主任、派遣先部署:生涯学習部生涯学習課生涯学習係)	非公開	納税課	不存在

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
			以下の応援体制を行なった時の「小金井市職員の応援体制に関する要綱」にもとづく4人分の応援派遣通知書と応援派遣報告書 他部署からの応援体制 人数…4人 期間…適宜 職員…子育て支援課手当助成係長、納税課管理係主任、公民館庶務係主任、議会事務局庶務調査係主任 もし、前段のものがない場合は、それぞれの方の応援日、時刻の記録	非公開	子育て支援課	不存在
			以下の応援体制を行なった時の「小金井市職員の応援体制に関する要綱」にもとづく4人分の応援派遣通知書と応援派遣報告書 他部署からの応援体制 人数…4人 期間…適宜 職員…子育て支援課手当助成係長、納税課管理係主任、公民館庶務係主任、議会事務局庶務調査係主任 もし、前段のものがない場合は、それぞれの方の応援日、時刻の記録	非公開	議会事務局	不存在
50	R5.10.5	以下の応援体制を行なった時の「小金井市職員の応援体制に関する要綱第4条」における庁議の議事録、メモ、記録の類 他部署からの応援体制 人数…4人 期間…適宜 職員…子育て支援課手当助成係長、納税課管理係主任、公民館庶務係主任、議会事務局庶務調査係主任	令和5年度第14回庁議記録カード	公開	企画政策課	
51	R5.10.5	精神保健福祉ボランティア育成事業費補助金10万8,000円について ・これに関する報告書(領収書とか支払いの事実の証明したものを添えたもの) ・報告書のとくそくを行なっている場合はそのとくそく状の類、社協からの返事があればそれ	精神保健福祉ボランティア育成事業費補助金10万8,000円について ・これに関する報告書(領収書とか支払いの事実の証明したものを添えたもの) ・報告書のとくそくを行なっている場合はそのとくそく状の類、社協からの返事があればそれ	一部公開	自立生活支援課	不存在
52	R5.10.10	小金井市〇町〇丁目〇ー〇、提供緑地に関する使用貸借に関する書面	小金井市〇町〇丁目〇ー〇の提供緑地に関する使用貸借に関する書面	一部公開	環境政策課	3号法人情報
53	R5.10.18	第32期社会教育委員公募において受領した応募資料、論文等で現在保存している資料の全て	第32期社会教育委員公募において受領した応募資料、論文等で現在保存している資料の全て	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
54	R5.10.18	第32期小金井市社会教育委員候補者の一次選考結果について(お知らせ)の候補者全員の当文書(別紙参照)。	第32期小金井市社会教育委員候補者の一次選考結果について(お知らせ)の候補者全員の当文書	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
55	R5.10.23	3市ごみ減量推進市民会議における委員選考方法の策定の際に行なわれた会議、こんだん等の議事録、方針などの資料ならびに起案書	3市ごみ減量推進市民会議における委員選考方法の策定の際に行なわれた会議、こんだん等の議事録、方針などの資料ならびに起案書	非公開	ごみ対策課	不存在
56	R5.10.23	・3市ごみ減量推進市民会議の行政からの委員選考にかかる規定とか決まりのかかれたもの ・3市ごみ減量推進市民会議にて深澤委員を選んだ時の起案書	・3市ごみ減量推進市民会議の行政からの委員選考にかかる規定とか決まりのかかれたもの ・3市ごみ減量推進市民会議にて深澤委員を選んだ時の起案書	公開	ごみ対策課	
57	R5.10.23	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(23街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(23街区)	公開	区画整理課	
58	R5.10.27	小金井市内の自治会長、町内会長および地区連合会会長名簿 ※会名、会長名、住所、電話番号、世帯数令和5年度作成	小金井市町会長・自治会長名簿	一部公開	広報秘書課	2号個人情報
59	R5.11.10	3市ごみ減量推進市民会議委員の選出に関して ①それを規定している条文、規約、その他覚え書、メモ等の類 ②選出方法を定める際の決め方がわかるための会議録、資料、メモ、起案書の類	3市ごみ減量推進市民会議委員の選出に関して、それを規定している条文、規約、その他覚え書、メモ等の類 3市ごみ減量推進市民会議委員の選出に関して、選出方法を定める際の決め方がわかるための会議録、資料、メモ、起案書の類	公開	ごみ対策課	
60	R5.11.16	小金井市民交流センター 令和2年4月～ 指定管理者募集に伴う提出書類(第一選定候補分) ・事業計画書(5年間分) ・自主事業等提案書・指定事業提案書 ・人員配置計画書 ・収支計画書 (選定に伴う提案書類一式)	小金井市民交流センター指定管理者募集に伴う提出書類(指定管理期間:令和2年4月～令和7年3月)	非公開	コミュニティ文化課	3号法人情報
61	R5.11.16	〇町〇丁目〇番地に係る下水道施設 自費工事申請書添付の承諾書	〇町〇丁目〇番地に係る下水道自費工事申請書添付の承諾書	一部公開	下水道課	2号個人情報

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
62	R5.11.30	小金井市〇〇〇〇〇委員公募選考基準の8 「応募論文は選考後直ちに応募者に返却し、市で保有したデータは破棄します」との文言作製にあたっての起案書とかこの決定に到ることがわかる資料(議事録、メモ等)	小金井市市民参加条例の手引の起案書、資料(議事録、メモ等)	非公開	企画政策課	不存在
63	R5.11.30	市長へのEメール小企広発第132号が記載されている市民の声連絡票整理簿の部分およびその市民の声連絡票ならびに市長へのEメールで市民からあずかった原物の写し 収受印の押してあるもの	市長へのEメール小企広発第132号が記載されている市民の声連絡票整理簿の部分およびその市民の声連絡票ならびに市長へのEメールで市民からあずかった原物の写し(収受印の押してあるもの)	一部公開	広報秘書課	2号個人情報
64	R5.11.30	情報公開・個人情報保護審議会の委員公募における ①応募要綱の全て ②応募にかかる起案書 ③応募者から現在預っている応募資料の全て	情報公開・個人情報保護審議会の委員公募における ①応募要綱の全て ②応募にかかる起案書 ③応募者から現在預かっている応募資料の全て	一部公開	総務課	不存在
65	R5.11.30	生涯学習課において3人の職員不在時に応援体制を組むために「生涯学習部」「教育委員会」内で行なれた「小金井市職員の応援体制に関する要綱」に基づいて行なわれたことについての議事録、起案書、メモなど⇒※応援要請を庁議にかける前に行なった部内、委員会内の努力がわかるもの	・生涯学習課において3人の職員不在時に応援体制を組むために「生涯学習部」「教育委員会」内で行われた「小金井市職員の応援体制に関する要綱」に基づいて行われたことについての議事録、起案書、メモなど ※応援要請を庁議にかける前に行なった部内、委員会内の努力がわかるもの	非公開	生涯学習課	不存在
66	R5.12.6	市庁舎等建設に関する計6回の市民説明会の音声録音データのすべて	市庁舎等建設に関する計6回の市民説明会の音声録音データのすべて	非公開	企画政策課	2号個人情報
67	R5.12.6	心身障害者福祉手当の過払い分の内時効により消滅した485万5500円について、受給者に振り込んだ際の振込手数料がわかる市政情報。また当該の振込回数及び振込手数料の単価がわかる市政情報。	心身障害者福祉手当の過払い分の内時効により消滅した485万5500円について、振込回数がわかる市政情報。 心身障害者福祉手当の過払い分の内時効により消滅した485万5500円について、受給者に振り込んだ際の振込手数料がわかる市政情報。また当該の振込回数及び振込手数料の単価がわかる市政情報。 のうち、振込手数料のわかる資料。	一部公開	自立生活支援課	不存在 2号個人情報
68	R5.12.6	小金井市廃棄物減量等推進審議会委員選考における ①学術者、団体推薦にかかる推薦依頼、推薦状ならびにこれにかかる起案書 ②市民公募における応募要項、応募にかかる起案書、市民から預った応募資料、ならびに選考にあたっての得点票など選考のプロセスのわかるもの(直近とその前の2回分)	小金井市廃棄物減量等推進審議会委員選考等における ①学術者、団体推薦にかかる推薦依頼、推薦状ならびにこれにかかる起案書の直近とその前の2回分 ②市民公募における応募要項、応募にかかる起案書、市民から預かった応募資料ならびに選考にあたっての得点票など選考のプロセスのわかるもの直近とその前の2回分	一部公開	ごみ対策課	2号個人情報 3号法人情報
69	R5.12.7	小金井市廃棄物減量等推進審議会出席率の低い委員に対して市側から注意喚起などした文書、メモ、議事録その他など	小金井市廃棄物減量等推進審議会出席率の低い委員に対して市側から注意喚起などした文書、メモ、議事録、その他など	非公開	ごみ対策課	不存在
70	R5.12.7	小金井市市民参加条例第12条2項の「専門的知識又は技能を必要とする附属機関等」について ①当該概念にあてはまる審議会等の一覧 ②当該概念にあてはまる附属機関等を認定するための規定等の類ならびにそれに基づく標点表などの評価を行なった物	小金井市市民参加条例第12条2項の「専門的知識又は技能を必要とする附属機関等」について ①当該概念にあてはまる審議会等の一覧 ②当該概念にあてはまる附属機関等を認定するための規定等の類ならびにそれに基づく標点表などの評価を行なった物	非公開	企画政策課	不存在
71	R5.12.12	【小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター】指定管理者選定に関する下記書類 ①前回公募時の質問及び回答(別紙)、選定基準資料、選定結果 ②前回公募選定事業者の事業計画書(提案書)一式 ③前回公募次点事業者の事業計画書(提案書)一式 ④年度報告書(H30,R2,R3,R4、収支含む) ⑤年度事業計画書(H30,R2,R3,R4、収支含む)	【小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター】指定管理者選定に関する下記書類 (1) 前回公募時の質問及び回答(別紙)、選定基準資料、選定結果 (2) 前回公募選定事業者の事業計画書(提案書) (3) 前回公募次点事業者の事業計画書(提案書) (4) 年度報告書(R2、3、4年度) (5) 年度事業計画書(R2、3、4年度)	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報
72	R5.12.12	情報公開・個人情報保護審議会の委員公募における 応募者の情報で控えている名簿、伝票、メモの類⇒市が所蔵している原簿にあたるもの(当選者、落選者を含むもの)(直近)	情報公開・個人情報保護審議会の委員公募における 応募者の情報で控えている名簿、伝票、メモの類⇒市が所蔵している原簿にあたるもの(当選者、落選者を含むもの)(直近)	一部公開	総務課	2号個人情報
73	R5.12.14	社会福祉法人聖ヨハネ会から提出された事故報告書及び添付書類一式	社会福祉法人聖ヨハネ会から提出された事故報告書及び添付書類一式	一部公開	介護福祉課	2号個人情報

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
74	R5.12.19	1. 2023年度「都市計画道路の整備に関する調査委託」の委託仕様書中「6業務内容 4 関連機関との協議調整に関わる活動支援」に示す市が所有する会議資料、会議記録等の資料、以下4点。 1) 第1回意見交換 会議資料 2) 令和5年6月13日会議記録簿・会議要点 3) 第2回意見交換 会議資料 4) 令和5年8月2日会議記録簿・会議要点 2. 第3回意見交換 会議資料及び会議記録簿・会議要点 3. 上記1,2に参加した市役所職員の記録	1. 2023年度「都市計画道路の整備に関する調査委託」の委託仕様書中「6業務内容 4 関連機関との協議調整に関わる活動支援」に示す市が所有する会議資料、会議記録等の資料、以下4点。 1) 第1回意見交換 会議資料 2) 令和5年6月13日会議記録簿・会議要点 3) 第2回意見交換 会議資料 4) 令和5年8月2日会議記録簿・会議要点 2. 第3回意見交換 会議資料及び会議記録簿・会議要点 3. 上記1, 2に参加した市役所職員の記録	非公開	都市計画課	4号ア 不存在
76	R5.12.25	野川クリーンセンターにかかる件において ①「ゆずるわ」もしくは「リユース事業」にかかる支出、委託費がわかる資料 ②同センターの委託にあたっての経緯積算項目、額等がわかる資料 *最近のもの	野川クリーンセンターにかかる件において ①「ゆずるわ」もしくは「リユース事業」にかかる支出、委託費がわかる資料 ②同センターの委託にあたっての経緯積算項目、額等がわかる資料*最近のもの →①及び②「御見積書(令和5年度)」 →①については、見積書のうち、運営員(リユース業務)及び総括責任者(業務の一部従事)。	一部公開	ごみ対策課	3号法人情報
76	R5.12.27	小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター 1事業計画書※現指定管理者公募時2事業報告書(収支明記)※現指定管理者管理期間3指定管理者公募要項4建築・設備(空調・衛生含む)各種図面(平面・立面図、仕様書、特記仕様書等)※改修工事で施設仕様変更の場合は最新版図面5修繕履歴(指定管理者枠分(修繕費)、入札枠分)※現指定管理者管理期間6現維持管理業者が再委託している協力会社リスト※業者名、依頼業務	小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター (1) 事業計画書 ※現指定管理者公募時 (2) 事業報告書(収支明記) ※現指定管理者管理期間 (3) 指定管理者公募要項 (4) 建築・設備(空調・衛生含む)各種図面(平面・立面図、仕様書、特記仕様書等) ※改修工事で施設使用が変更の場合は最新版図面 (5) 修繕履歴(指定管理者枠分(修繕費)、入札枠分) ※現指定管理者管理期間 (6) 現維持管理業者が再委託している協力会社リスト ※業者名、依頼業務	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報 不存在
77	R6.1.15	東小金井駅北口土地区画整理事業 ・警視庁設計協議用図面(小3・4・9、小3・4・16) ・交通量調査資料	都市計画道路3・4・8号線 費用便益分析及び交通量調査委託報告書 東小金井駅北口土地区画整理事業 ・警視庁設計協議用図面(小3・4・9、小3・4・16) ・交通量調査資料	公開	都市計画課	
78	R6.1.18	小金井市総合体育館 小金井市栗山公園健康運動センターにおける以下書類 ・現指定期間の指定管理者選定に係る募集資料一式(募集要項・仕様書・別添資料) ・現指定期間の指定管理者が公募時に提出した、事業計画書一式、プレゼン資料一式 ・現指定期間の各年度の年度事業報告書、R5年度事業計画書	小金井市総合体育館・小金井市栗山公園健康運動センターにおける以下書類 (1) 現指定期間の指定管理者選定に係る募集資料一式(募集要項・仕様書・別添資料) (2) 現指定期間の指定管理者が公募時に提出した事業計画書一式、プレゼン資料一式 (3) 現指定期間の各年度の年度事業報告書・令和5年度事業計画書	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報
79	R6.1.22	・「こがねい市議会だより」 ①2023年度の入札(見積合わせ)に参加した法人全て(不参加・辞退含む) ②上記法人が提出した入札額(税抜または税込を明記)と決定した法人名 ③「こがねい市議会だより」2023年度の仕様書(入札、見積り合わせに必要な資料の全て)	「こがねい市議会だより」 ① 2023年度の入札(見積合わせ)に参加した法人全て(不参加・辞退含む) ② 上記法人が提出した入札額(税抜または税込を明記)と決定した法人名 ③ 「こがねい市議会だより」2023年度の仕様書(入札、見積り合わせに必要な資料の全て)	一部公開	管財課	4号ウ 3号法人情報
80	R6.1.26	1. 小金井市立清里山荘の令和2年度、令和3年度の指定管理業務に係る基本協定書 2. 令和6年度からの小金井市立清里山荘の指定管理者募集時に示された平成30年度から令和4年度の指定管理経費決算額の収入のうち、新型コロナウイルス損失補償(前年度分)の算出方法	(1) 小金井市立清里山荘の管理に関する基本協定書(令和元年度～令和5年度) (2) 小金井市立清里山荘の管理に関する年度協定書(令和2年度・令和3年度) (3) 平成30年度から令和4年度の指定管理経費決算額の収入のうち、新型コロナウイルス損失補償(前年度分)の算出方法	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
81	R6.1.26	2023年11月16日開催された社会教育委員の会議の当日に記録された音源データ全部	令和5年11月16日開催の社会教育委員の会議録音データ	公開	生涯学習課	

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
82	R6.2.2	・東小金井駅北口再開発に係る ①計画平面図 ②外構計画図 ※植栽街路樹等の分かるもの ③断面図 ※車道歩道部の高低差が分かるもの ④構造物姿図 ※バスシェルターや照明柱等の高さが分かるもの	東小金井駅北口再開発に係る ①計画平面図について ・小金井市都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業(A4サイズ、平面図) ②外構計画図(植栽街路樹等の分かるもの)について ・市のホームページに掲載している下記の資料をご覧ください。 「東小金井駅北口まちづくり協議会(第3次)とりまとめ 平成23年3月」 「東小金井駅北口まちづくり協議会(第4次)中間とりまとめ 令和3年8月」 ③断面図(車道歩道部の高低差が分かるもの)について ・東小金井駅北口地区都市計画道路3・4・16(その8)、交通広場(その2)、区画道路9-3、6-4、6-5工事(一部抜粋) ・東小金井駅北口地区区画道路6-16整備工事(一部抜粋) ・東小金井駅北口地区都市計画道路3・4・9(その10)、3・4・16(その14)、区画道路6-16及び23、24街区整地工事(一部抜粋) ④構造物姿図(バスシェルターや照明柱等の高さが分かるもの)について ・東小金井駅北口地区都市計画道路3・4・16(その8)、交通広場(その2)、区画道路9-3、6-4、6-5工事(一部抜粋) ・東小金井駅北口地区都市計画道路3・4・16、交通広場電線共同溝整備及びバスシェルター設置工事	一部公開	区画整理課	2号個人情報
83	R6.2.13	1.市がNianticに対し送信した市内の公園・上水桜通りの歩道におけるポケストップ・ジム(スポット)の削除リクエストのフォームの内容。1の送付以降に当該法人と行ったやり取りの記録。第三者から市に対しスポットの削除申請を依頼する文書・メール。スポットの削除申請を依頼する決定を行った理由・決定するまでの過程が記された文書。市内のポケふた設置までに都・市内部・株式会社ポケモンと行ったやり取りの記録。	第三者から市に対しポケストップ・ジム(スポット)の削除申請を依頼する文書・メール。 市がNianticに対し送信した市内の公園・上水桜通りの歩道におけるポケストップ・ジムの削除リクエストのフォームの内容等 市内のポケふた設置までに都・市内部・株式会社ポケモンと行ったやり取りの記録 市がNianticに対し送信した市内の公園・上水桜通りの歩道におけるポケストップ・ジムの削除リクエストのフォームの内容等	非公開 非公開 非公開 非公開	広報秘書課 環境政策課 下水道課 道路管理課	不存在 不存在 不存在 不存在
84	R6.2.13	仮換地指定状況図(10、14-2、23、16街区)	東小金井駅土地区画整理事業 仮換地指定状況図(10、14-2、23、16街区)	公開	区画整理課	
85	R6.2.22	環境政策課が制作された「小金井市環境報告書 令和4年度版」の51ページに掲載されています電力会社7社の電気が市の各公共施設のどこで使用されているかのリストをお示し下さい。	令和4年度における電気、都市ガス及びその他の燃料使用量表	公開	環境政策課	
86	R6.2.26	令和4年(行ウ)第549号小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件にかかる判決文、判決要旨の全て。(個人情報及び法令秘にかかる部分は除く。)	令和4年(行ウ)第549号 小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件にかかる判決文、判決要旨の全て。(個人情報及び法令秘にかかる部分は除く。)	非公開	総務課	1号 2号個人情報
87	R6.2.27	下記会派が提出した「令和4年度 小金井市議会政務活動費に係る収入・支出報告書」の支出調書に記載のある下記項目に関する全ての領収証の写しとそれに添付された印刷物(会派ニュース等)の写し 会派名 支出調書項目 ・自由民主党・信頼の小金井 広報費 ・みらいのこがねい 広報費 ・子どもの権利を守る会 広報費 ・日本共産党小金井市議団 広報費 ・小金井市議会公明党 資料作成費	令和4年度小金井市議会政務活動費の広報費及び作成費に係る成果物 ※ なお、令和4年度小金井市議会政務活動費の広報費及び資料作成費に係る領収書の写しについては、小金井市情報公開条例第18条に基づき、市ホームページにて公開しており、請求者にその旨、情報提供を行った。	公開	議会事務局	
88	R6.3.1	市立保育園廃園の専決処分を違法とした東京地方裁判所の判決と、その判決に対する市の対応がわかる文書。決裁文書等を含む。	市立保育園廃園の専決処分を違法とした東京地方裁判所の判決 市立保育園廃園の専決処分を違法とした東京地方裁判所の判決と、その判決に対する市の対応がわかる文書。決裁文書等を含む。	非公開 非公開	総務課 保育課	1号 2号個人情報 不存在
89	R6.3.12	本年2月29日に東京電子自治体共同運営サービスを通じた申請においてシステムエラーとなってしまった件について、調査した結果を報告した文書一式。システムの修正を指示したことがわかる文書一式。決裁文書等を含む。	本年2月29日に東京電子自治体共同運営サービスを通じた申請においてシステムの修正を指示したことがわかる文書部分 本年2月29日に東京電子自治体共同運営サービスを通じた申請においてシステムエラーとなってしまった件について、調査した結果を報告した文書一式。決裁文書等を含む。	非公開 非公開	情報システム課 総務課	不存在 不存在
90	R6.3.13	小金井市立の小・中学校で供される給食について(2021-2023年度) 1.食材に占める地場産物(別)の割合がわかる記録・文書 2.食材を納入する生産者との契約内容(産物名、量、金額、契約相手先など)が記された記録・文書 ※食材の納入契約を委託業者と一括契約している場合は、納入業者及び生産者について市または市教委が作成または取得した記録・文書など	1 学校給食における地場芋・野菜の使用実績について(令和6年第1回市議会定例会一般質問資料) 2 各学校から各地場産納入業者へ送付した発注書の写し(令和4年度以降の発注で最古のものを各1通)	公開	学務課	

令和5年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
91	R6.3.13	下水道マンホール設置の申請したものがわかるもの ○町○丁目○番○ー○持分の車転回道路 令和5年10月～現在	○町○丁目○番地先に係る下水道施設 設自費工事申請書	一部公開	下水道課	2号個人情報
92	R6.3.18	1900年1月1日から2024年1月31日までに申請のあった工場設置変更認可申請書および廃業届、既認可番号等、工場の所在地、地域等、用途地域・水域、業種、作業の種類、主要生産品目、資本金、作業時間、自動車の出入口が接する道路の幅員、100メートル以内の学校・病院等の所在位置、工事着工予定、工事完成予定、従業員数、常用雇用者数、公害防止担当部課、連絡先	令和5年度工場リスト一覧	公開	環境政策課	
93	R6.3.28	東小金井駅北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図(23街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図(23街区)	公開	区画整理課	
94	—	虐待通報の件で市が保有している情報	—	存否応答 拒否	市長部局内	
95	—	附属機関等委員の調査において行なったことの記録	附属機関等委員の調査において行なったことの記録	非公開	生涯学習課	不存在
			—	存否応答 拒否	市長部局内	

令和5年度目的外利用等報告内訳

個人情報ファイル簿等の名称		利用、提供の根拠	件数
個人情報 ファイル 簿	町会長・自治会長名簿	本人の同意	7
	基幹系住民記録システム	法令に基づく場合	83
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	3
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	3
	戸籍情報システム	法令に基づく場合	139
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	7
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	17
	国民健康保険システム	法令に基づく場合	3
		本人の同意	2
	国民年金システム	法令に基づく場合	3
	個人市民税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	15
		本人の同意	13
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	軽自動車税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	4
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	固定資産税・都市計画税業務	法令に基づく場合	16
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	5
	収納管理ファイル	法令に基づく場合	4
		本人の同意	4
法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）		1	
滞納整理ファイル	法令に基づく場合	12	
	本人の同意	1	
避難行動要支援者支援事業申請書ファイル	法令に基づく場合	7	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受給者ファイル	法令に基づく場合	1	
障害福祉サービス等ファイル	法令に基づく場合	3	
	本人の同意	1	
自立支援医療（精神通院）ファイル	法令に基づく場合	1	
心身障害者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1	
	本人の同意	1	
身体障害者手帳ファイル	法令に基づく場合	3	
	本人の同意	3	
	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	法令に基づく場合	6	
	本人の同意	1	
	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1	
健康増進事業に関するファイル	法令に基づく場合	3	
介護保険システム	法令に基づく場合	6	

令和5年度目的外利用等報告内訳

個人情報ファイル簿等の名称		利用、提供の根拠	件数
		本人の同意	4
	義務教育就学児医療費助成システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	高校生等医療費助成システム	本人の同意	1
	児童育成手当業務システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	2
	児童手当・特例給付支給業務システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	児童扶養手当システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	乳幼児医療費助成システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	ひとり親家庭等医療費助成システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	施設等利用給付システム	本人の同意	1
	保育入所事務ファイル	本人の同意	2
	幼稚園補助金システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
学齢簿	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1	
個人情報取扱登録簿	心身障害者医療費助成受給者ファイル	本人の同意	1
	特別児童扶養手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
	特別障害者手当等受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	難病者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	東京都重度心身障害者手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	愛の手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	大気汚染医療費助成制度に関するファイル	法令に基づく場合	1
	愛育手当台帳	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
東小金井駅北口土地区画整理事業地権者等名簿	法令に基づく場合	1	
その他	職員及び退職者等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	法令に基づく場合	2
		本人の同意	16
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	6
	教職員及び講師等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	1
	附属機関等委員の名簿	法令に基づく場合	1
防犯カメラの記録データ	法令に基づく場合	2	
合計			464

令和5年度保有個人情報の開示等請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求区分	請求に係る個人情報の記録の内容等	開示等する個人情報が属する個人情報ファイル簿の名称等	決定内容	主管課
1	R5.4.17	開示	証明書や発行できる全般的な書類(戸籍や住民票や課税証明書)過去発行した記録(ログや情報等)の記録を確認してほしい。過去〇年間	〇日から過去〇年間分の住民票及び同期間のログの履歴。 課税証明書 過去発行した記録 過去〇年分	開示 非開示 (不存在)	市民課 市民税課
2	R5.5.8	開示	成年後見市長申立の申立書類一式	成年後見市長申立ての申立書類一式	部分開示	自立生活支援課
3	R5.5.10	開示	印鑑登録証明書の発行履歴を〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇年〇月〇日までを調べてほしい。	〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇年〇月〇日までの印鑑登録証明書の発行履歴	非開示 (不存在)	市民課
4	R5.5.10	開示	ケース記録	ケース記録票	開示	地域福祉課
5	R5.5.18	開示	本人に対する保護決定通知書及び保護変更決定通知書、その他、本人に対する福祉事務所長からの決定が記載された書面 全て	本人に対する生活保護決定通知書及び保護決定通知書、その他本人に対する福祉事務所長からの決定された書面	部分開示	地域福祉課
6	R5.6.19	開示	本人及び子の子ども家庭支援センターへの相談記録(全期間)	請求者の子の記録	部分開示	子育て支援課
7	R5.6.21	開示	印鑑証明の記録や情報(証明関係)に関わる全て。対象期間は、保有期間全て。	印鑑証明の記録や情報(証明関係)に関わる全て。対象期間は、保有期間全て。	非開示 (不存在)	市民課
8	R5.7.20	開示	〇月〇日行政相談をした内容の回答	相談票	開示	広報秘書課
9	R5.8.10	開示	印鑑証明書の発行履歴(〇〇〇年頃以降)	基幹系印鑑証明システムのログの履歴	開示	市民課
10	R5.8.17	開示	〇〇〇年〇月〇日行政相談で相談した内容及び回答	相談票	開示	広報秘書課
11	R5.9.15	開示	住民票、戸籍(除籍等含む)ログ及び、申請書(申請者が分かるように) 〇年〇月〇日～除票等を含む	住民票・戸籍ログ及び申請書、住民票の写し等交付請求書、戸籍関係交付請求書	開示	市民課
12	R5.9.15	開示	住民票、戸籍に関するログ及び申請書(申請者がわかるもの) 〇年〇月〇日～除籍、除票を含む	住民票・戸籍ログ及び申請書、住民票の写し等交付請求書、戸籍関係交付請求書	開示	市民課
13	R5.9.21	開示	〇〇〇年〇月〇日行政相談をした内容の回答	相談票	開示	広報秘書課
14	R5.9.22	開示	子育て支援課で相談した記録	相談記録	開示	子育て支援課
15	R5.9.22	開示	住民票(除票)の発行履歴(期間:〇年〇月〇日～可能な限り最新) 申請書も	住民票(除票)の発行履歴(期間〇年〇月〇日～可能な限り最新)及び申請書	部分開示	市民課
16	R5.10.17	開示	戸籍、住民票の写しの申請書類と発行履歴 〇年〇月〇日から	戸籍、住民票の写しの申請書類と発行履歴 〇年〇月〇日から	開示	市民課
17	R5.10.30	開示	下水道課 マンホール設置に当り 道路くさくさとする為地権者の了承を得なければならぬはずだが地権者の了承を得ていない。提出してある枚数の開示	〇町〇丁目〇番地に係る下水道施設自費工事申請書添付の承諾書	非開示 (不存在)	下水道課
18	R5.11.13	開示	〇〇〇〇(介護保険被保険者証番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)の要支援・要介護状態区分等の変遷(支援度と介護度と認定日の変遷)	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
19	R5.11.15	開示	小金井市資産税課長が保有する〇〇〇〇が〇〇〇税務課に提出した税務資料のうち〇〇〇〇〇〇の記載ある〇〇〇年度から〇年間のもの	小金井市資産税課長が保有する〇〇〇〇が〇〇〇税務課に提出した税務資料のうち〇〇〇〇〇〇の記載ある〇〇〇年度から〇年間のもの	非開示 (不存在)	資産税課
				固定資産税・都市計画税業務(〇〇〇〇書(〇〇〇年分)の写し、〇〇〇年分〇〇〇〇〇〇〇〇書)	開示	資産税課
20	R5.11.16	開示	生活保護の担当ワーカーにアパートの転宅をことわられ その理由になっとくいかず説明をもとめたがお答えできないといわれ なっとくいかず弁護士に相談し小金井市役に来た 相談記	生活保護費の支給及び生活保護法に定める事務(ケース記録票)	部分開示	地域福祉課
21	R5.11.20	開示	〇〇.〇.〇付住民票〇〇〇〇〇〇〇〇〇を開示していただきたい 添付書類があったようなので同様に開示してほしい	住民票の写し等交付申請書及び添付書類	部分開示	市民課
22	R5.11.21	開示	〇〇〇年〇月〇日行政相談で相談した内容及び回答の用紙	相談票	開示	広報秘書課
23	R5.12.12	開示	〇〇〇〇(請求人の〇〇)の要介護状態区分等の変遷について全て(介護度と認定日が分かるもの)	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
24	R6.1.15	開示	〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇年〇月〇日の印鑑登録証明書の発行履歴及び申請書類の写し	〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇年〇月〇日の印鑑登録証明書の発行履歴及び申請書類の写し	非開示 (不存在)	市民課
25	R6.2.26	開示	〇〇〇年〇月〇日行政相談をした回答書	相談票	開示	広報秘書課
26	R6.3.26	開示	〇〇〇年〇月〇日行政相談で私が相談した内容及びその回答書	相談票	開示	広報秘書課
27	R6.3.27	開示	子供家庭支援センターに相談した内容のすべて	請求者の子の記録	部分開示	子育て支援課
28	R6.3.27	開示	子供家庭支援センターに相談した内容のすべて	請求者の子の記録	部分開示	子育て支援課
29	—	開示	〇〇が〇〇〇課〇〇を分限審査委員会に掛けるよう〇〇課長に求めた事案の経過を知りたい。	—	存否応答可否	市長部局内



令和5年度答申第1号
令和6年1月30日

審査庁
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月22日付け小総総発第155号による下記の諮問について、令和6年1月30日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和2年度第6号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和2年10月7日付け
市政情報非公開決定処分（小企広発第70号）（以下「本件処分」という。）は
妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「公開条例」という。）第9条に基づき、令和2年9月28日付けで実施機関に対し市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「『リサイクル事業所内物品がゴミのようだ』と環境部長柿崎氏が答弁したことに對して市民からよせられたクレームの要望書（令和2年9月25日水谷議員発言で紹介したもの）」の公開請求を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、「『市民の声』連絡員運営要綱（平成5年10月12日制定）に基づく『市民の声』の中から、『リサイクル事業所内物品がゴミのようだ』と環境部長柿崎氏が答弁したことに對して市民から寄せられたクレームの要望書（令和2年9月25日水谷議員発言で紹介したもの）」（以下「本件情報」という。）を市政情報として特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和2年12月25日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に對して、公開条例第17条第2項に基づき、令和3年2月22日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、実施機関から令和3年1月18日付けの弁明書の提出を受けるとともに、本件情報及び関連資料の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

請求人は、本件情報より個人情報情報を削除すれば開示できる部分があるため、公開条例第5条第2号に該当しないことを理由に、本件処分の取消しを求め



る。

4 実施機関の主張要旨

本件情報は、要綱に基づき処理された「市民の声」であり、「市民の声」は行政に対する要望・意見・苦情のみならず、近隣トラブル、家庭内の問題に関する相談等、社会通念上、他人に知られたくないと望むものも含まれ、公開条例第5条第2号に該当する。

また、公開条例第3条では、実施機関は個人の秘密、個人の私生活その他の一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならないとされているところ、「市民の声」として取り扱う情報は、公開を前提しておらず、みだりに第三者に対して公開することを認めると、投稿をためらうケースも十分考えられ、市民の声を適確に把握するとともに、市政に反映していくことを目的とした「市民の声」の制度のあり方も問われてしまう。また「市民の声」投稿者の個人情報の部分だけ削除しても、その他の文章の中に個人を特定又は推察しうる情報が含まれている可能性も考えられるため、当該資料の一部を削除して公開することはできないと主張する。

5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

(1) 「市民の声」について

小金井市では、市長へのEメール、市長へのファックス及び要望・意見カード並びに投書等の市民等からの要望、意見、苦情、相談等（以下「市民からの要望等」という。）の市民の声を適確に把握するとともに、市政に反映していくことを目的として「市民の声」事業を行っている。「市民の声」の取り扱いについては、「市民の声」連絡員運営要綱（以下「要綱」という。）に定められている。

(2) 公開条例の定めについて

公開条例第3条は、「実施機関は、市政情報に関する知る権利を十分に保障するようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人の秘密、個人の私生活その他の一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。」としており、市政情報公開の基本原則とともに、個人のプライバシー権を尊重することを明らかにしている。

そして公開条例第5条第2号では、個人のプライバシーを最大限に保護するため、「特定の個人が識別されるものだけでなく、「識別され得る」も



のも、非公開情報の要件に含めている。つまり、氏名等の特定の個人が直接識別できるような情報のみならず、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報についても、「特定の個人が識別され、又は識別され得る」という要件で規定がされている。

公開条例第6条は、「実施機関は、公開請求に係る市政情報に、非公開情報と、それ以外の情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを分離できるときは、非公開情報の部分を除いて、市政情報の公開をしなければならない。」と規定している。

(3) 本件処分の非公開の妥当性について

ア 公開条例第5条第2号の該当性について

本件処分があった時点での小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)第3条は、特定の個人が識別され得る情報を幅広く保護の対象とし、同条第7号では、要配慮個人情報として「本人の信条」を挙げており、その取扱いに特に配慮を要するものとしている。

「市民からの要望等」は、その性質上、前記のような本人の信条が含まれ得るところ、本件情報は、要綱に基づき処理された「市民からの要望等」であるから、公開条例第5条第2号の該当性については、市政情報公開の原則のもとでの個人のプライバシーの保護の観点から、特に慎重な検討が必要となる。

この点、本件情報は、「『リサイクル事業所内物品がゴミのようだ』と環境部長柿崎氏が答弁したことに対して市民から寄せられたクレームの要望書(令和2年9月25日水谷議員発言で紹介したもの)」として特定されたものであり、その具体的内容をみても、本件情報の作成者の関心に基づく思想が記述されており、全体として作成者の信条と結びついていることが認められる。

また、当審査会が確認したところ、小金井市では、これまで市長への手紙やEメールは一切公開していない。そうすると、本件情報の作成者は、本件情報の提出に際し、それが後で公開されることは予想していなかったものと認められる。

以上のことからすれば、本件情報は、公開条例第5条第2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの」のうち、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるもの」に該当すると解される。

イ 公開条例第6条の該当性について

公開条例第5条第2号は、氏名等の特定の個人が直接識別できるような情報のみならず、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別さ



れ得る情報についても「特定の個人が識別され、又は識別され得る」という要件で規定しており、本件情報はアで述べたとおり、全体として、公開条例第5条第2号で規定する個人に関する情報である。

本件情報から、作成者を直接識別できるような情報のみを除外したとしても、その一部を公開することはできないため、公開条例第6条には該当しないと認められる。

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和5年度答申第2号
令和6年1月30日

審査庁
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月22日付け小総総発第157号による下記の諮問について、令和6年1月30日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和2年度第7号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和2年12月9日付け
市政情報非公開決定処分（小環ご発第183号）（以下「本件処分」という。）
は妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成
14年条例第31号。以下「公開条例」という。）第9条に基づき、令和2
年11月30日付けで実施機関に対し市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「令和2年11月28日に行われた二枚橋焼却場跡地に建設予
定の積替え保管設備建設工事説明会の録音データ」の公開請求を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、「令和2年11月28日に行われた二枚橋焼却場跡地に建設
予定の積替え保管設備建設工事説明会の録音データ」（以下「本件情報」と
いう。）を市政情報として特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件情報についての本件処分を不服として、令和2年12月
25日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、公開条例第17条第2項に基づき、令和3年
2月22日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、市長からの諮問に際して、実施機関から令和3年1月18
日付けの弁明書及び請求人から令和3年2月8日付けの審査請求に係る弁
明書への意見書（以下「反論書」という。）の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求の理由として、次の点を挙げている。

(1) 声からの個人特定に関して、実施機関とは見解を異にする。

(2) 発言時に氏名を言っているならば、その音声部分の削除で対応可である。

また、請求人は、反論書において、音声データの編集はフリーソフトでも



可能であり、作業は一定のコンピュータリテラシーがあれば簡単であり、これをもって非公開にする理由は見当たらない旨主張し、公開条例第5条第2号に該当しないことを理由に、本件処分の取消しを求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、発言した市民の声が納められた録音データを公表すると、特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性があり、このことより一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報を公開することになるため、公開条例第5条第2号に該当すると主張する。

また、本件情報のうち、個人に関する情報に該当する非公開情報とそれ以外の情報を分離することは、分離する機材等を有しておらず現状では不可能であることから、公開条例第6条第1項の一部公開を行う場合には該当しないと主張する。

5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

(1) 音声データについて

本件情報は、二枚橋焼却場跡地に建設予定の積替え保管設備建設工事説明会（以下「本件説明会」という。）の内容を、実施機関の職員が議事録を作成するために録音した音声データである（なお、本件情報をもとに作成された議事録は、小金井市公式ホームページ上で後日公開された。）。本件情報には、本件説明会の事務局を務めた環境部ごみ対策課減量推進係長（司会進行役）、環境部長、ごみ対策課長ら職員の声及び説明を行った工事業者担当者の声並びに参加者である市民らの声などが電磁的記録として保存されている。

音声データの録音に際しては、本件説明会の参加者に対し、議事録を作成するために録音する旨を説明していたのみで、予め音声データを公表してよいかどうかの個別確認はしていなかったことが認められ、また、参加者について氏名や住所等の確認はしておらず、録音データを公表してよいか事後的に確認することは実質的に困難であることが認められる。

また、当審査会が確認したところでは、実施機関は、本件処分を行った時点では、音声データを編集・加工する機材等を有しておらず、ソフトウェアの導入については、情報システム課への申請等が必要であったことが認められる。

(2) 公開条例の定めについて

公開条例第5条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当



該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるもの」を非公開情報と規定している。

公開条例第6条本文は、「実施機関は、公開請求に係る市政情報に、非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを分離できるときは、非公開情報の部分を除いて、市政情報の公開をしなければならない。」と規定している。

(3) 本件処分の非公開の妥当性について

ア 公開条例第5条第2号の該当性について

本件処分があった時点での小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第3条第1号イでは、個人に関する情報であって、個人識別符号が含まれるものを個人情報と定めており、同条第3号アでは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもののうち、規則で定めるものを個人識別符号と定めている。そして、小金井市個人情報保護条例施行規則（平成元年規則第36号）第2条の2では、前記の個人識別符号について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第3条に定める文字、番号、記号その他の符号とするとしているところ、「発声の際の声の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化」はこれに該当する。

よって、参加者らの声が記録された音声データは、公開条例第5条第2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と認められる。

なお、以上のことは、本件説明会における発言に、個人の氏名が含まれているか否かとは、関係がない。

また、本件説明会の参加者は、個人を特定されないことを前提に出席ないし発言し、声の公表についても予定していないと認められることから、本件情報に記録された参加者の声は、公開条例第5条第2号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるもの」に該当する情報と認められる。

イ 公開条例第6条の該当性について

本件情報があった時点では、実施機関は、音声データを編集・加工し、一部の音声を分離する機材等を有していなかったと認められる。また、当審査会が確認したところでは、小金井市においては、ソフトウェアの導入については、情報システム課に申請等しなければならず、必要なソフトウェアをすぐに導入できる状況にもななかったと認められる。



なお、事務局に対し近隣他市の対応状況につき調査を依頼したところ、音声に関して、一部に非公開情報が含まれているときは、開示とする市がなかったとの報告も受けた。

よって本件情報については、非公開情報とそれ以外の情報とを分離できないと認められるため、公開条例第6条本文の「実施機関は、公開請求に係る市政情報に、非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを分離できるとき」には該当しない情報と認められる。

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和5年度答申第3号
令和6年1月30日

審査庁
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月22日付け小総総発第156号による下記の諮問について、令和6年1月30日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和2年度第8号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和2年12月7日付け
市政情報非公開決定処分（小環ご発第182号）（以下「本件処分」という。）
は妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開請求条例（平
成14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和2年
11月13日付けで実施機関に対し市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「リサイクル事業所残置物処理において、残置物のリサイクル
可否等について意見を聞いたとする、業者等の鑑定書。なければ意見を聞い
たとする業者の情報（名称、住所、T e l 等）」の公開請求（以下「本件請
求」という。）を行った。

(3) 実施機関による協力要請

実施機関は、本件請求の内容について、公益社団法人小金井市シルバー人
材センター（以下「シルバー人材センター」という。）が保有する情報（以
下「本件情報」という。）であることを特定し、条例第19条第1項及び第
3項に基づき、シルバー人材センターに対し、本件情報の公開の協力要請を
行った。

令和2年11月26日、保有する情報の公開の協力要請について、シルバ
ー人材センターから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第97
条第2項を理由として、非公開とする旨の回答を受けた。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件情報についての本件処分を不服として、令和2年12月2
8日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和3年2月
22日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、実施機関から令和3年1月18日付けの弁明書の提出を受け
るとともに、関連資料の提出を受けた。



3 請求人の主張要旨

請求人は、本件情報をもとに小金井市議会において環境部長が答弁したこと、また、情報を保有していなくても、シルバー人材センターは財政援助団体であり、その資料供与はあってしかるべきであることを理由に、本件処分の取消しを求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、市の所見及びシルバー人材センターから口頭報告を受けた回収事業者の見解を踏まえて小金井市議会で答弁しているものであり、本件処分の争点となっている回収事業者の情報については、シルバー人材センター側が契約していることから市政情報として保有していないこと、また、シルバー人材センターに対して協力要請をしたが、本件請求に係る情報公開は困難である旨回答があったため、不存在であることを理由に、本件処分を行ったと主張する。

5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

(1) 「シルバー人材センター」について

シルバー人材センターは、小金井市より毎年1,000万円以上継続して財政援助を受け、市の業務と密接なつながりの大きい団体であることが確認できた。従って、シルバー人材センターは条例第19条第1項から第3項に該当する出資団体等と認められる。

(2) 条例の定めについて

条例第2条第2号は、市政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

条例第19条第1項は、「市長は、市が出資、補助、運営費助成等の財政上の援助をしている法人その他の団体（以下「出資団体等」という。）及び市が加入している一部事務組合に対して、この条例の趣旨に基づき、その保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。」と規定し、同条第2項で出資団体等に対し、「出資団体等は、要請があった場合、その保有する情報の公開に努めるものとする。」と規定している。

さらに、条例第19条第3項で「出資団体等において、1,000万円以



上継続して財政援助を受け、施設の提供を受けるなどの市の業務と密接なつながりの大きい出資団体等の保有する情報については、市長は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条の趣旨に基づき、その情報を収集し、本条例を準用するよう協力を要請するものとする。」と規定している。

(3) 本件処分の非公開の妥当性について

ア 市政情報の不存在

前記のとおり、条例第2条第2号は、市政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

当審査会が確認したところ、本件処分があった時点で、実施機関は本件請求に関する市政情報を保有していなかった。

イ 条例第19条第1項から第3項について

実施機関は、条例第19条第1項及び第3項に基づき、「出資団体等」であるシルバー人材センターに対して協力要請を行ったことが認められた。

また、同条第2項により、「出資団体等」は、要請があった場合は、その保有する情報の公開に努めるものとするがあるが、あくまでも努力規定であり、シルバー人材センターが協力に応じないことが条例に違反しているとも言えない。

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和5年度答申第4号
令和6年2月20日

審査庁
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年5月20日付け小総総発第23号による下記の諮問について、令和6年2月20日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和3年度第6号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和4年3月28日付け
市政情報非公開決定処分（小環環発第266号）（以下「本件処分」という。）
は妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成
14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和4年3
月18日付けで実施機関に対し市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止
プロジェクト』をとおして提供される小金井市のCO₂排出量算定に使用され
ている資料の全て。」（以下「本件請求1」という。）、「第2次小金井市地球
温暖化対策地域推進計画遂行にあたって小金井市排出CO₂量算定に使用し
ている数値、統計データ、統計処理の全てがわかるもの。」（以下「本件請求
2」という。）及び「小金井市のCO₂排出量算定において以下のデータの扱
いについて書かれているもの①可燃ゴミ浅川（日野市）燃焼分のCO₂量、②
オリックス資源循環で処理しているCO₂量、③草木回収物の小金井市域外移
転分にかかるCO₂量」（以下「本件請求3」という。）を公開請求した。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、本件請求1について、東京市町村自治調査会が保有してい
る情報（以下「本件情報1」という。）であること、及び本件請求2につい
ても東京市町村自治調査会が保有している情報（以下「本件情報2」とい
う。）であることを特定した。

なお、本件請求3について、実施機関は該当する情報を保有していない
ことを確認した。

(4) 東京市町村自治調査会への確認事項

本件情報1及び本件情報2については、東京市町村自治調査会からデー
タ提供を受けているため、内容の公開の可否について東京市町村自治調査
会へ確認した。

(5) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報1及び本件情報2並びに本件請求3について、本
件処分を行った。



(6) 審査請求

請求人は、本件情報 1 及び本件情報 2 並びに本件請求 3 についての本件処分を不服として、令和 4 年 3 月 31 日付けで審査請求を行った。

(7) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第 17 条第 2 項に基づき、令和 4 年 5 月 20 日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、市長からの諮問に際して、実施機関から令和 4 年 4 月 19 日付けの弁明書の提出を受けるとともに、関連資料の提出を受けた。

また、請求人から令和 4 年 4 月 26 日付けの「審査請求にかかる弁明書への反論書」及び同月 28 日付けの「審査請求にかかる弁明書への反論書における訂正について」と題する書面（以下、併せて「反論書」という。）の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

請求人は、本件情報 1 及び本件情報 2 については、資料作成元である東京市町村自治調査会の意向を受けて非公開決定しているが、市が金員を拠出している東京都市町村総合事務組合が東京市町村自治調査会に委託したものであり、資料の作成は小金井市民の税金で賄われているため、それを市民に対して非公開にする根拠は存在しないことから、条例第 5 条第 4 号アに該当しないことを理由に、本件処分の取消しを求める。

また、本件請求 3 については、小金井市におけるごみ処理は、広域支援により小金井市以外での処理がほとんどであることから CO₂は実質的に排出されないものの、ごみ処理に付随する CO₂発生量は莫大な量であることから、その数字が適正に扱われているかについての確認は、ごみ処理を引き受けてくださる他の自治体への配慮から当然なされるべきであり、CO₂発生量の情報を持ち合わせていないのはあり得ず、不存在であるとは到底考えられないから、本件処分の取消しを求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件情報 1 及び本件情報 2 については、一般には公開されていない民間企業が保有する秘匿データを含み、東京市町村自治調査会が非公開を前提で情報提供を受けたものであり、これを実施機関が公開すると、公共的団体である東京市町村自治調査会との信頼関係を失墜することとなり、今後市が策定する計画等に必要となる資料を得ることが困難になることから、条例第 5 条第 4 号アを理由に本件処分を行った。

また、本件請求 3 については、該当する市政情報を保有していないことか



ら、不存在を理由に本件処分を行ったと主張する。

5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

(1) 「東京市町村自治調査会」について

東京市町村自治調査会は、多摩・島しょ地域の自治の振興を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的とした市町村共同の行政シンクタンクとして、調査研究・情報提供・共同事業・住民交流活動の支援などを行っている公益財団法人である。

(2) 条例の定めについて

条例第2条第2号は、市政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

条例第5条第4号アは、公開しないことができる情報として「市と国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかに認められるもの。ただし、当該事務又は事業の公正性、合理性を判断するために必要であると明らかに認められる情報は除く。」と規定している。

条例第19条第1項は、「市長は、市が出資、補助、運営費助成等の財政上の援助をしている法人その他の団体（以下「出資団体等」という。）及び市が加入している一部事務組合に対して、この条例の趣旨に基づき、その保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。」と規定し、また同条第2項で、出資団体等に対し、「出資団体等は、要請があった場合、その保有する情報の公開に努めるものとする。」と規定している。

(3) 本件処分の非公開の妥当性について

ア 本件請求1及び本件請求2について

(ア) 条例第5条第4号アの該当性について

当審査会は、実施機関が、東京市町村自治調査会から、非公開を前提とした上で情報提供を受けているものであることを確認した。この点についての実施機関の説明に、不自然な点は認められない。よって公開することは、信頼関係を失墜し、今後市の業務計画等に必要となる資料を得ることが困難となることで、事務等の適正な遂行に著しい支障が



生ずることが明らかなため、条例第5条第4号ア本文に該当すると認められる。また、本件情報1及び本件情報2については、同号アただし書が規定する情報であるとは認められなかった。

(イ) 条例第19条第1項（出資団体等）の該当性について

当審査会が、事務局を介して、東京都市町村総合事務組合及び東京都市町村自治調査会への財政上の援助状況を確認したところ、市は東京都市町村総合事務組合へ負担金という科目で納めている事実は確認できたが、市及び東京都市町村総合事務組合から直接東京都市町村自治調査会へ援助を行っている事実は確認できなかった。よって、条例第19条第1項に規定する「出資団体等」には該当しないことが認められる。

イ 本件請求3について

(ア) 条例第2条第2号の該当性について

当審査会が確認したところ、本件処分及び本件請求3があった時点で、実施機関は、本件請求3に該当する市政情報を保有していないことが認められた。この点についての実施機関の説明に、不自然な点は認められない。なお、当審査会は、実施機関が市政情報を保有していない点について、その適否を判断するものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和5年度答申第5号
令和6年2月20日

審査庁
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年6月21日付け小総総発第46号による下記の諮問について、令和6年2月20日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和4年度第2号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和4年4月11日付け
市政情報非公開決定処分（小環環発第8号）（以下「本件処分」という。）は妥
当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成
14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和4年4
月1日付けで実施機関に対し市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画（冊子）の37
頁にある温室効果ガス排出量の将来推計（表）中にある廃棄物部門の数値
の積算根拠ならびに使用した統計データ、ソース等。」を公開請求（以下「本
件請求」という。）した。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、本件請求の対象となる情報として、東京市町村自治調査会
が独自に収集し、算出したデータ（以下「本件情報」という。）であることを
特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件情報についての本件処分を不服として、令和4年4月2
6日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和4年6月
21日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、市長からの諮問に際して、実施機関から令和4年5月19
日付けの弁明書の提出を受けるとともに、関連資料の提出を受けた。

また、請求人から令和4年6月3日付けの審査請求にかかる弁明書への
反論書の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

- (1) 小金井市はゴミ焼却を他自治体に依存せざるを得ず、ゴミ焼却時に発生



する物質管理には細心の注意をはらうべきであり、CO₂排出量にも適用されるべきは論を待たない。本件情報に対する市側の態度は、東京市町村自治調査会をクライアントとする一民間企業の独自見解の数字を持ち出し、なおかつ「おそらくこれに含まれているだろう」との憶測を表明するにとどまり、開示する数字はないとの回答を繰り返している。

小金井市気候非常事態宣言を実効のあるものにするため、小金井市地球温暖化対策地域推進計画におけるCO₂発生量の積算根拠の開示は絶対条件である。

また、東京市町村自治調査会の資料を使用するにあたり起案をあげておらず行われるべきプロセスを欠いていること、市は東京市町村自治調査会が科学的統計数字を扱いうるに足るエビデンスを持ち合わせているかの検討をしておらず、結果東京市町村自治調査会が作成した資料についての信頼性を証明することができない。

ついでには、信頼性証明にかかる一切の手がかりを欠く団体との信頼関係失墜などという概念は存在するはずもないと主張する。

- (2) 当該資料を作成したとする東京市町村自治調査会は、東京都の市町村により構成されており、財政的にもこれら地方自治体の支援を受けている。従って、個人情報への配慮は必要だが、黒塗り等での対応が可能であるとすれば、資料全部にわたっての非公開決定は甚だ不合理であると主張する。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、排出量算定の実施団体である東京市町村自治調査会が独自に収集し、算出した一般には公開されていない秘匿データも含み、非公開を前提とした資料としながらも情報共有のため情報提供としてデータ等を受けている。そのデータ等を用いている本計画においては、計画に載せている数値、統計データ、ソース等が公開できる全てであり、それ以上のものを本市が公開することは、公共的団体である東京市町村自治調査会との信頼関係を失墜することとなり、今後、市が策定する計画等に必要となる十分な検討資料を得ることが困難となることから、条例第5条第4号アに該当すると主張する。

5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

- (1) 「東京市町村自治調査会」について

東京市町村自治調査会は、多摩・島しょ地域の自治の振興を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的とした市町村共同の行政シンクタンクとして、調査研究・情報提供・共同事業・住民交流活動の支援などを行っている



公益財団法人である。

(2) 条例の定めについて

条例第5条第4号アは、公開しないことができる情報として「市と国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかに認められるもの。ただし、当該事務又は事業の公正性、合理性を判断するために必要であると明らかに認められる情報は除く。」と規定している。

条例第19条第1項は、「市長は、市が出資、補助、運営費助成等の財政上の援助をしている法人その他の団体（以下「出資団体等」という。）及び市が加入している一部事務組合に対して、この条例の趣旨に基づき、その保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。」と規定し、また同条第2項で、出資団体等に対し、「出資団体等は、要請があった場合、その保有する情報の公開に努めるものとする。」と規定している。

(3) 本件処分の非公開の妥当性について

ア 条例第5条第4号アの該当性について

当審査会は、実施機関が、東京市町村自治調査会から、非公開を前提とした上で情報提供を受けているものであることを確認した。この点についての実施機関の説明に、不自然な点は認められない。よって公開することは、信頼関係を失墜し、今後市の業務計画等に必要となる資料を得ることが困難となることで、事務等の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかなため、条例第5条第4号ア本文に該当すると認められる。また、本件情報については、同号アただし書が規定する情報であるとは認められなかった。

イ 条例第19条第1項（出資団体等）の該当性について

当審査会が、事務局を介して、東京都市町村総合事務組合及び東京市町村自治調査会への財政上の援助状況を確認したところ、市は東京都市町村総合事務組合へ負担金という科目で納めている事実は確認できたが、市及び東京都市町村総合事務組合から直接東京市町村自治調査会へ援助を行っている事実は確認できなかった。よって、条例第19条第1項に規定する「出資団体等」には該当しないことが認められる。

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和5年度答申第6号
令和6年3月15日

審査庁
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年6月27日付け小総総発第49号による下記の諮問について、令和6年3月15日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

- ・ 市政情報一部非公開決定処分取消請求事件（令和4年度第3号）
- ・ 市政情報一部非公開決定処分取消請求事件（令和4年度第4号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和4年4月18日付け
市政情報一部非公開決定処分（小環処発第5号）（以下「本件処分」という。）
は、理由付けの点で一部妥当ではないが、一部非公開とした決定については
妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成
14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和4年4
月7日付けで実施機関に対し市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「・不燃粗大ゴミ積替保管施設（二枚橋）の運業者との契約、
仕様のわかるもの ・同施設運業者選定における資料の全て 募集要綱、
募集の仕方、選定の方法、選定委員会の詳細、選定経緯のわかるもの（メン
バー、メンバー選定の根拠）（議事録、採点表など）」の公開請求（以下「本
件請求」という。）を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、本件請求について、「(1)不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運
営管理委託契約に係る資料（以下『本件情報1』という。） (2)小金井市不
燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託プロポーザル審査委員会設置
要領（以下『本件情報2』という。） (3)不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運
営管理委託に係るプロポーザル資料（以下『本件情報3』という。）」を市政
情報として特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報1、本件情報2及び本件情報3について、本件処分
を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件処分のうち、本件情報3に係る処分を不服として、令和4
年4月26日付けで2件の審査請求を行った（以下、併せて「本件審査請
求」という。）。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和4年6月
27日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、市長からの諮問に際して、実施機関から令和4年5月23



日付けの弁明書 2 通の提出を受けた。

また、請求人から令和 4 年 6 月 8 日付けの「審査請求にかかる弁明書への反論書」 2 通の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

- (1) 請求人は、プロポーザルを受託できなかった会社名を非公開としたことに対して、著しく企業寄りの決定を下したことになることから、企業側・市民側の利益の軽重についての審議をし、市民の知る権利を尊重して再決定を求めたく、条例第 5 条第 3 号に該当しないことを理由に本件処分の取消しを求める。
- (2) 請求者は、プロポーザルの評定者の欄を非公開としたことに対して、実施機関から、公務員の嗜好に乗じた働きかけの可能性を慮っての処置という説明を受けたが、公務員がなんらかの働きかけを受けて、特定の誰かに利益を供与する行為に及ぶことは想定されておらず、ありもしない状況に対しての過剰な秘匿行為であることから、公務員に対する市民の信頼は十分に担保されていることを証明するため、条例第 5 条第 4 号イ及び第 5 号に該当しないことを理由に本件処分の取消しを求める。

4 実施機関の主張要旨

ア 実施機関は、本件情報 3 のうち、参加者名を非公開にしたことについては、条例第 5 条第 3 号に該当する部分であり、具体的には市との受託契約締結には至らなかった業者については、技術提案書の評点を公開しているが、その評価は技術提案書の内容に対して評価できる点と評価できない点を記載したものであり、本件プロポーザルにおいては、当該事業者の設計能力とも結び付くものである。従って、市との受託契約締結には至らなかった業者として当該事業者名が公開され、さらに当該事業者名と本件プロポーザル審査委員会の評点が結び付くことで、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められ、条例第 5 条第 3 号に該当すると主張する。

イ 実施機関は、本件情報 3 のうち、プロポーザルの評点表における委員氏名を非公開にしたことについては、本件評定者欄が公開となれば、すでに評定点が公開されていることから、各評定者の評定点が明らかとなることで、本件のプロポーザルに参加したものや今後プロポーザルに参加しようとするものが、プロポーザル参加者にとって不都合な評定点とした評定者に接触すること、働きかけを許すこととなる。よって当該評定者の生命、身体に危害が加えられ、又はその正常な生活が脅かされる等著しい支障を生ずるこ



ととなる。そして、本市における契約事務の実施目的が大きく妨げられ、特定のものに不当な利益又は不利益を与える等、事務の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずることが明らかであることから、条例第5条第4号イ及び第5号に該当すると主張する。

5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

(1) 条例の定めについて

条例第5条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

条例第5条第4号イは、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にすること、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を著しく困難にすることが明らかに認められるもの」を公開しないことができると規定している。

条例第5条第5号は、「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかなもの」は公開しないことができると規定している。

(2) 本件処分の一部非公開の妥当性について

ア 参加業者名の非公開と条例第5条第3号の該当性について

本件処分においては、選定業者名が記載された随意契約指定理由等の文書が既に公開されている。また、参加業者名を非公開とした上で、当該業者にかかる1次審査用及び2次審査用の評点票と評点が既に公開されている。

これらの評点票には、参加業者の企画能力、業務実施能力などの評価も含まれており、選定業者以外の参加業者名を公開することにより、プロポーザルにて選定されなかったことが明らかになるのみならず、既に公開されている他の情報と組み合わせることによって、上記のような評価が



明らかになるから、当該事業者の事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められ、条例第5条第3号に該当する。

イ 評定者名の非公開と条例第5条第4号の該当性について

本件審査請求において問題となっている不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託に係るプロポーザルは、条例第5条第4号イの「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」には該当しないが、契約にかかる事務であることから、条例第5条第4号ウへの該当性を検討する。

この点、プロポーザル制度においては、委員が公正かつ公平な選定を行うために、率直に評価できる環境が確保されることが必要である。

本件処分においては、参加業者名と評定者名を非公開した上で、当該業者に係る評点が既に公開されている。評定者となる委員の氏名を公開することで、個別の委員の評点が明らかになり、受託できなかった事業者等の利害関係人が、その不服や批判を自己に不利益な評価をした個別の委員に向ける可能性を否定できず、かかる批判等にさらされる負担を回避したいという心理から、今後、委員が率直な評価を行うことを妨げ、公正、公平な事業者選定がなされないおそれがある。

従って、プロポーザル制度の公正かつ適正な実施が妨げられるという契約事務上の観点から、条例第5条第4号ウ「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害することが明らかに認められるもの」に該当すると解するのが妥当である。

ウ 評定者名の非公開と条例第5条第5号の該当性について

評定者の氏名を公開することで、その評定者のことを知った利害関係者が、評定者の生命、身体に危害を加え、正常な生活が脅かされることが明らかとまでは言えないことから、条例第5条第5号に該当しないと認められる。

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は、理由付けの点で一部妥当ではないが、一部非公開とした決定については妥当である。



令和5年度答申第7号
令和6年3月15日

審査庁
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年10月13日付け小総総発第103号による下記の諮問について、
令和6年3月15日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

市政情報一部非公開決定処分取消請求事件（令和4年度第7号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和4年6月28日付け
市政情報一部非公開決定処分（小総職発第48号）（以下「本件処分」という。）
の非公開部分のうち、「随意契約指定理由書」の「随意契約の理由」欄の3行
目から6行目の13文字までは公開すべきであるが、その他の非公開とした
部分の処分は妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成
14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和4年6
月17日付けで実施機関に対し、市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「①職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）を随意契約し
た根拠のわかるもの（起案書、審議会等会議の詳細、法令等など）②職員採
用試験委託（令和3年4月2日起案）において㈱日本経営協会総合研究所
と随意契約をするにあたって同社が公務員試験を行ないえる機関と判断し
たエビデンスのわかるもの。③職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）
において試験終了後、㈱日本経営協会総合研究所より市に提供された資料
の全て（報告書、採点票、領収書、請求書、その他文書に類するもの、なら
びにコンピュータデータがあればそれも）」（以下「本件請求」という。）の
公開請求を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、「①職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）を随意契約
した根拠のわかるもの（起案書、審議会等会議の詳細、法令等など）（以下
『本件情報1』という。）②職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）に
おいて、㈱日本経営協会総合研究所と随意契約をするにあたって同社が公
務員試験を行える機関と判断したエビデンスのわかるもの（以下『本件情
報2』という。）③職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）において、
試験終了後、㈱日本経営協会総合研究所より市に提供された資料の全て（報
告書、採点票、領収書、請求書、その他文書に類するもの並びにコンピュ
ータデータがあればそれも）（以下『本件情報3』という。）」を市政情報とし
て特定した。

(4) 実施機関による決定



実施機関は、本件情報 1、本件情報 2 及び本件情報 3 について、令和 4 年 6 月 28 日付けで本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 8 月 17 日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第 17 条第 2 項に基づき、令和 4 年 10 月 13 日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、実施機関から令和 4 年 9 月 9 日付けの弁明書の提出を受けるとともに、本件情報及び関連資料の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

- (1) 請求人が本件請求の①として求めたものは、当該随意契約が法令や規定類などに照らして適正に行われているかを証明するための根拠もしくは証拠となるものである。

随意契約指定理由書においては該当するであろう部分が黒塗り処理されており、実施機関は、公開することで試験内容を推測することが可能であるとしているが、小金井市職員採用にかかる試験問題は毎年度分が民間において販売されており、したがってこれらは公知の物であるから、中身が推測されるなどというのはおよそ無意味な理由である。試験の漏洩を危惧するなら、当該出版社に対して発刊差し止め訴訟を起こすなり、結果的に試験問題を漏洩させたことになる委託業者へのクレームや契約解除が先にあるべきである。

当該請求における随意契約指定理由書の黒塗りはまったく意味をなさず、条例に照らせば市民権利を著しく毀損した行為であると主張し、本件処分の取消しを求める。

- (2) 本件請求②について、一部非公開資料として提供された市政情報の中に、どうしても当該業者でなければならないとする理由の書かれたものはなく、あるのは一連の契約書類と随意契約指定理由書であった。

実施機関は、当該業者を選ぶにあたっての客観的理由を示しておらず、また随意契約指定理由書にそれが書いてあったとしても黒塗りにされた部分にそれがあるなら、請求者は当該企業のエビデンスについては知りようもなく、したがって市が業者選定において恣意的な意向を反映させたとの疑いを持っても致し方ないことである。

については随意契約指定理由書の黒塗りはまったくの無意味であることから、これの撤回及び必要なら当該業者が試験の委託先として客観的に唯一



無二であることを証明できるさらなる資料の公開を求めると主張する。

4 実施機関の主張要旨

請求人が本件請求の①として求めたものは、職員採用試験（令和3年4月2日起案）を随意契約にした根拠のわかるものであった。

非公開部分については、試験内容を含んでおり、公開されることによって、採用試験募集要項以外に試験内容を知っていることで受験者に差が出てしまうこと、公開情報に基づく様々な憶測により不正確な情報が流布されることで混乱を来たし、採用試験における受験者の人物評価を適正に行うことが困難となることから、条例第5条第4号イに該当すると主張する。

事務能力の資料は、試験内容を含んでいるため、前述の理由と同様に採用試験における受験者の人物評価を適正に行うことが困難となることから、条例第5条第4号イに該当すると主張する。

5 審査会の判断

当審査会は、審議した結果、次のとおり判断する。

- (1) 「単価契約締結請求書 {件名：職員採用試験委託（事務能力診断検査）（単価契約）}」（以下「（契約締結請求書）という。」）について

当審査会で見分したところ、契約締結請求書は、業務委託をする際の起案書となるものであること、契約締結請求書の中の「仕様別紙」の「3 科目」、「契約請求書（明細内訳書）」の「品名」、「随意契約指定理由書及び随意契約理由書別紙」の「随意契約の理由欄」及び契約締結請求書に資料として添付されている受託業者提出資料には、試験内容が推測できる記載があることを確認した。

- (2) 条例の定めについて

条例第5条第4号イにて、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にすること、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を著しく困難にすることが明らかに認められるもの」は公開しないことができると規定している。

条例第5条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営



む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

(3) 本件処分の一部非公開の妥当性について

ア 条例第5条第4号イの該当性について

実施機関の主張の通り、試験内容を含む、又は試験内容を推測できる部分については、公開されることによって、採用試験募集要項以外に試験内容を知っていることで受験者に差が出てしまうこと、公開情報に基づく様々な憶測により不正確な情報が流布されることで混乱を来し、採用試験における受験者の人物評価を適正に行うことが困難となることから、条例第5条第4号イに該当する。

一方で、小金井市公式ホームページの職員募集の「小金井市職員採用に係るFAQ集」において公開されている、求められる職員像に記載されていることと重複している部分も非公開となっている。この内容は、当市人材育成方針にて人材育成の基本的な考え方の一つであり、広く周知すべき内容であり、試験内容を含む、又は試験内容を推測できる部分に該当しないから、「随意契約指定理由書」の「随意契約の理由」欄の3行目から6行目13文字までは公開すべきであり、条例第5条第4号イに該当しない。

イ 条例第5条第3号の該当性について

また、受託業者提出資料（事務能力）については、公開することで試験内容を推測でき、業者間での競争上の優位性が失われるおそれがある。よって非公開理由としては、条例第5条第4号イのほか、同条第3号本文にも該当する。

6 結論

以上のとおり、当審査会は、「1 審査会の結論」の通り判断する。